

研究協力事業委員会所属
RC及びRC-D分科会運営規程

1960(昭35)年 1月12日理事会制定
1960(昭35)年7月5日, 1960(昭35)年10月7日,
1963(昭38)年3月12日, 1963(昭38)年1月5日,
1965(昭40)年3月2日, 1970(昭45)年3月3日,
1973(昭48)年7月3日, 1974(昭49)年9月3日,
1980(昭55)年2月5日, 1990(平2)年12月18日,
1995(平7)年5月9日, 1999(平11)年7月6日,
2000(平12)年3月21日, 2001年2月13日,
2005年12月13日, 2006年3月22日, 2009年6月22日 理事会一部変更

第1章 総 則

(目 的)

第1条 研究協力事業委員会所属の各分科会（以下“分科会”という）は、研究協力事業委員会
が選定した研究課題を解決するための産学協同による調査研究あるいは試験研究（以下“研
究”という）の実施機関であって、その運営は本規程の定めるところによる。
ただし、別に指定された条件のある場合には、本規程に先行して、その規定に従うものとする。

(構 成)

第2条 分科会は日本機械学会（以下“本会”という）会員およびその他の学識経験者ならびに
参加会社代表委員により構成し、前条の目的を達成するために必要ある場合は、関係他学会
または公共団体などと共同で研究を実施することができる。

(分科会設置)

第3条 分科会を設置するときは、研究協力事業委員会 委員長（以下“事業委員会”および“委
員長”という）が下記書類をイノベーションセンター運営・企画委員会（以下“運営・企画委
員会”という）に提出し承認を得るものとする。

- (1) 分科会設置申請書
- (2) 分科会実施計画書

(分科会設置期間)

第4条 分科会の設置期間は設置日より2年とする。特別な事情により事業委員会が特に必要で
あると判断する場合に限って1年以内の延長を認めることもあるが、通常は延長を認めない。

(分科会準備期間・設置日および準備費用)

第5条 分科会は運営・企画委員会で承認後6ヶ月以内に設置するものとし、この期間を準備期
間とする。

設置日は事業委員会が指定する。準備費用については別途定める。

(分科会運営)

第6条 分科会の運営は分科会自身において行う。ただし、委員委嘱、参加会社募集、研究費送
金、経理事務は事務局が行う。

(計画変更)

第7条 前条により承認された事項に変更の必要がある場合、委員長はそのつど計画変更承認申
請書を運営・企画委員会に提出し承認を得るものとする。

(参加会社)

第8条 分科会の研究課題に関心を有し、第9条に定める参加負担金を払込み分科会に参加を申込んだ会社または事業所（以下“参加会社”という）は、1会社または1事業所1名の代表委員を登録することができる。ただし同委員支障の際は代理人の派遣を認める。

第2章 分科会経費

(参加負担金)

第9条 分科会運営費ならびに研究費（以下“分科会経費”という）の全額または一部は参加会社が負担するものとする。参加負担金は当該分科会の実施計画書に基づいて算出され、参加会社が均等割にて負担することを原則とする。参加負担金は参加時期の如何に関わらず同額とする。ただし、支払いは2回に分割することもできる。

(委託金等の受領)

第10条 分科会経費にあてるために前条の参加負担金のほかに、委託金、補助金、寄付金、賛助金等（以下“委託金等”という）を受けることができる。ただし、これらを受けるとの可否は運営・企画委員会が定め、本会の名においてこれらを受領する。

(本会負担金)

第11条 本会が独自の立場から研究を実施する分科会の分科会経費は第14条に定める研究協力諸経費会計で負担することができる。

(特別会計)

第12条 分科会経費は1分科会ごとの特別会計とし、本会一般会計と区分経理するものとする。

(分科会経費と予算)

第13条 分科会経費は第3条によりあらかじめ承認された予算の範囲内とする。ただし、分科会経費に不足が生じる場合は、参加会社が協同で分担するものとする。

(研究協力諸経費会計繰入金)

第14条 本会研究協力関係事務費にあてるために、各分科会は分科会経費の一部を別に定める経理取扱内規により本会研究協力諸経費会計へ、分科会設置後6ヶ月以内に繰入れるものとする。ただし、分科会経費が本会負担金のみによる場合は繰入れを行わない。

第3章 経 理

(経理事務)

第15条 分科会経費の支出は、主査が承認した予算に基づいて行うものとし、経理事務は本会事務局が行うものとする。

(分科会経費の費目)

第16条 分科会経費は運営費と研究費とに区分し、さらにそれぞれを本会所定の費目に細分して使用する。

(支 払)

第17条 支払いは本会が直接行うものとする。各支払いに際しては本会あての請求書、領収書を提出しなければならない。請求書は毎月20日をもって締切り、その月末に支払うものとする。

(物件購入手続)

第18条 価格20万円以上の機械装置、工具器具備品および原材料、また特別に注文作成する物品については別に定める本会物件等売買契約書により発注手続きを行った後、本会所定の物件取得報告・物件預り証とともに仕様書（カタログ）と請求書を添え本会へ提出するものとする。また、一物件50万円以上の物品を購入する場合は上記書類に「合見積書あるいは業者選定理

由書」を添付するものとする。

第4章 購入物件の管理

(所有権)

第19条 分科会経費で購入した機械装置および工具器具備品（以下“取得物件”という）は、すべて本会の所有とする。

(備品台帳)

第20条 取得物件には1件ごとに本会備品番号を附し、本会備品台帳にその購入年月日、使用保管場所等を記載するものとする。

(取得物件の処理)

第21条 取得物件の処理は、第27条に定める処理方針に従い、理事会においてこれを決定するものとする。

第5章 委員の出張

(国内出張)

第22条 研究者側委員が分科会出席または調査のため国内で出張する場合は、本会規程に従い分科会経費にて旅費を支払うことができる。参加会社側委員の旅費はその所属企業の負担とする。

(海外出張)

第23条 分科会設置目的達成のため、海外の研究・技術開発等の調査を必要とし、分科会予算により研究者側または参加会社側委員を海外に派遣する場合は、予め分科会実施計画書ならびに予算書にこれを記載するものとする。出張委員数は一会合につき3名以内を原則とする。実施計画書にない海外出張が必要となった場合には、分科会の了承を得て行うこととする。委員海外出張手当は別途規定する。

第6章 研究報告および事後処理

(期末報告、完了報告)

第24条 期末（2月末）には実施状況を事業委員会に報告しなければならない。研究完了後は1ヶ月以内に1所定の書式の研究概要、2収支決算報告書、3取得物件現状報告書を、さらに3ヶ月以内に研究報告書を提出しなければならない。

(研究報告書)

第25条 前条の研究概要および研究報告書は分科会委員ならびに参加会社に各1部を無償配布し、参加会社が研究報告書の配布部数以上を希望する場合は実費で配布するものとする。その他への配布は分科会で協議決定するものとする。

(研究結果の発表)

第26条 分科会委員が研究結果（研究途中の段階での中間報告あるいは一部の報告も含む）を講演会などで発表する場合には、事前に分科会の承認を得るものとし、分科会主査はその旨事業委員会に報告するものとする。

分科会から申し出がある場合には、前条の研究報告書の全部または一部を、編修理事会の議を経て会誌、論文集または JSME International Journal（欧文論文集）に掲載し、あるいは出版センターの議を経て出版物として発行することができる。

(取得物件の研究完了後の処理方針)

第27条 研究完了後、取得物件は運営・企画委員会の議を経てその研究に参加した委員の所属機関に配分贈与する。その配分方法については分科会で立案するものとする。ただし事業委員会

が必要と認める物件は本会の固定資産とすることができる。

(知的財産権の取扱い指針)

第28条 分科会活動中における情報を得て、知的財産権を行使する（特許申請を行う）場合には、予め分科会主査の了承を得ると共に、当事業委員会への報告義務を課するものとする。

(発明考案)

第29条 研究に基づき生じた発明または考案については別に定める規程に従う。

(分科会解散後の事務処理)

第30条 分科会解散後、分科会が処理すべき用務が生じた場合は、事業委員会が分科会に代って処理する。

第7章 そ の 他

(共同研究)

第31条 他の学会または公共団体などと共同研究を行う場合、必要あるときは第2章、第3章、第4章、第5章および第6章の各条に定める事項は、相手先と本規程に準じたとりきめを行い、これにしたがって運営するものとする。ただし、その内容はあらかじめ理事会に提出して承認を得るものとする。